

地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金交付要綱（平成2年4月1日施行）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 上水道配水管布設工事申請者 上水道配水管布設工事を水道局に申請した者
- (2) 上水道配水管布設工事申請者人数 上水道配水管布設工事申請者を構成する人数
- (3) 交付申請者人数 要綱第6条に規定する申請者を構成する人数

(市長が必要と認める項目及びその基準)

第3 要綱第2条第1項第1号の市長が必要と認める項目（以下、「必要項目」という。）及び必要項目の飲用に適すると考えられる基準は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の額の算定方法)

第4 補助金の額は、水道局の請求に基づき上水道配水管布設工事申請者が負担すべき金額を上水道配水管布設工事申請者人数で除して得た数に交付申請者人数を乗じて得た金額（ただし、その金額が50万円に交付申請者人数を乗じて得た金額（以下「上限金額」という。）を超えるときは、当該上限金額。）とする。

(補助金の交付申請)

第5 要綱第6条第2項第1号に定める検査機関が検査した飲料水に係る水質検査結果書は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 千葉県保健福祉局医療衛生部環境保健研究所長が発行したもの
- (2) 計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したもの
- (3) 千葉県環境局環境保全部環境規制課長が通知したもの
- (4) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第20条第3項又は第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が発行したもの

附 則

この要領は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 1 2 年 4 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要領は平成 1 2 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要領は平成 1 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 1 2 月 9 日から施行する。

別表 1

必要項目	飲用に適すると考えられる基準
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	五度以下であること。
濁度	二度以下であること。